

第2次大崎市環境基本計画【概要版】

第1章 基本的事項

1-1 計画策定の背景

(1) 計画策定の目的

第1次計画の計画期間内は、東日本大震災の発生(平成23年3月)や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風の発生、大崎地域の「世界農業遺産認定」(平成29年11月)など、本市を取り巻く環境に大きく影響する様々な社会情勢の変化が見られました。これらの社会情勢の変化により想定される影響やリスクに対応するとともに、今後予測される人口減少やライフスタイルの変化を見据えた施策に取り組むことが必要となってきました。

そこで、これから10年後の本市の環境を見据えた施策の展開を図るため、第2次大崎市環境基本計画(以下「本計画」という。)を策定します。

(2) 本市の特性

(位置、面積、地勢、気候及び人口について)

(3) 第2次大崎市総合計画の具現化に向けて

本市の“環境”は、まさに「宝」であり、先人が築き上げた豊饒の大崎耕土(田園)の中で人材(人間)が環境を軸として調和し、自然と共生を図っていくことが望まれます。

(4) 国内外の環境行政の動き

- ① 国際的な動き：「生物多様性戦略計画2011-2020年及び愛知目標」の採択(平成22年)、「パリ協定」の採択(平成27年)及び発効(平成28年)、「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択
- ② 国の動き：「生物多様性国家戦略2012-2020」の閣議決定(平成24年9月)、「地球温暖化対策計画」の閣議決定(平成28年5月)、「第五次環境基本計画」の閣議決定(平成30年4月)
- ③ 県の動き：「宮城県環境基本計画」の策定(平成28年3月)、「宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」や「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」等の策定
- ④ 大崎市の動き：「大崎市森林ビジョン」や「大崎市バイオマス産業都市構想」、「大崎市の産業振興に向けた再生可能エネルギー導入方針」、「大崎市公共施設地球温暖化対策率先実行計画」の策定、「大崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」や「大崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の策定、「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」の世界農業遺産の認定

(5) 計画策定の視点

- ① 東西80kmに及ぶ市の多様な特性を活かした「環境基本計画」
- ② 市民の安全・安心な暮らしを守るための「環境基本計画」
- ③ 豊かな環境を後世へと引き継ぐことを目指す「環境基本計画」
- ④ 持続的な環境の保全から発展までを意識した「環境基本計画」

1-2 計画の位置付け

環境基本計画は、条例第8条に基づいて策定し、「第2次大崎市総合計画」を上位計画とした環境分野の基本計画として位置づけるものです。また、国及び県、市の各種計画との整合を図ります。

1-3 対象とする環境の範囲

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、条例第7条の規定を踏まえ、「自然環境」「快適環境」「生活環境」「地球環境」及び「市民参画・協働」とします。

1-4 計画期間

計画の期間は、令和2年度から令和11年度とします。

1-5 対象地域、ゾーン

(1) 地域

自然的、社会的、経済的条件や土地利用形態等の特性を考慮して、田園地域、山間地域の2つの地域に区分。

(2) ゾーン

地域区分に加えて、本市において特徴的な土地利用を進めていく区域として、広域交流拠点ゾーン、地域生活拠点ゾーン、自然環境保全ゾーンの3つのゾーニングを設定。

1-6 推進主体

環境基本計画の推進に向けて、市民、事業者及び市の各主体が、それぞれの役割を分担して、協働で取り組みを進めていきます。

第2章 計画の目標

2-1 望ましい環境像

豊かな自然や田園環境の中で人と自然が共に生き、健康的で持続可能な循環・共生型の社会の実現を目指す

2-2 環境目標

本計画では、市民にとってわかりやすい計画とするため、かつ望ましい環境像を実現するため、対象となる環境の範囲と対応した体系として、環境分野(自然環境、快適環境、生活環境、地球環境、市民参画・協働)毎に目標を設定します。

自然環境、快適環境、生活環境、地球環境については分野ごとに実施する取り組みを記載し、市民参画・協働については、どの分野にも共通して必要な協働や連携、環境教育の仕組みづくり等に関する取り組みを記載するイメージとします。

また、10年後の目標を達成することで、関連するSDGsの目標の達成に貢献します。

- (1) 誰もが誇れる自然環境をみんなで守る【自然環境】
- (2) 心の豊かさを感じる快適環境を創る【快適環境】
- (3) 安全・安心な暮らしを支える生活環境を確保する【生活環境】
- (4) 地球に暮らす一員として行動し、地球環境を思いやる【地球環境】
- (5) 世代を超えて環境を学び、伝える【市民参画・協働】

第3章 基本的な方針及び施策

※施策体系図参照

望ましい環境像や、環境分野ごとに10年後の目標を実現していくための基本的な方針、各方針に沿った具体的な施策を示します。

第4章 環境配慮指針

4-1 地域別、ゾーン別の環境配慮指針

市土は、現在及び将来にわたり市民のための限られた貴重な資源であり、豊かな市民生活や社会経済活動等を通じた共通の基盤となっています。市土の利用のあり方は、環境施策を進めていく上での重要な指針であり、ライフスタイルや地域の発展と深い関わりを持っています。

このため、大崎市国土利用計画との整合を図りながら、田園地域、山間地域、広域交流拠点ゾーン、地域生活拠点ゾーン、自然環境保全ゾーンにおける環境配慮指針を示します。

4-2 市民の環境配慮指針

将来の世代に良好な環境を継承していくためには、市民一人ひとりが、環境学習に取り組み、自らが取るべき行動について理解を深め、より環境にやさしいライフスタイルを確立し、実践することが大切です。

市民の環境配慮指針は、市民が日常の生活行動において期待される役割と具体的な環境配慮事項を示します。

4-3 事業者の環境配慮指針

事業者は、社会の一員として自らの事業活動における環境保全の理念とルールをもち、環境資源の保全等に積極的に取り組むことが求められます。

事業者の環境配慮指針は、事業者が事業を実施するに当たって、環境面から配慮すべき事項を示すものです。ここでは、各業種に共通する行動指針と、産業別の事業活動における行動指針を示します。

4-4 市の環境配慮指針

市は、市民や事業者などと協力、連携し地域における環境の保全及び創造に関する施策を総合的に展開していくため、本計画の全編にわたって掲げられている施策・事業を実施する責務があります。消費者・事業者としての立場から、市民及び事業者の環境配慮指針に掲げられた環境への負荷を減らす行動を率先して実行します。

(1) 施策への環境配慮

市では、様々な施策を企画・立案し、実行しています。市の環境の保全及び創造を図るためには、あらゆる施策について、環境への配慮が必要です。本計画に基づき、施策への環境配慮を推進します。

(2) 率直的な取り組み

環境への負荷を低減する取り組みを率先して実行し、その実施状況を市民・事業者のみなさんに対し、積極的に公表します。

(3) 環境学習・教育の推進

市民や事業者のみなさんの環境の保全に対する意欲の増進を図っていくことが必要です。広報紙やホームページなどへの環境情報の掲載、環境に関する講座の開設やイベントの開催、環境美化や地域衛生などの環境保全活動の推進、子どもたちへの環境教育の推進など、参加・体験型の環境学習・教育を推進します。

(4) 公共事業における環境配慮

国や県などが実施する事業については、事業の実施による環境への影響について配慮を要請するとともに、市自らが実施する事業については、事前に環境への影響を調査し、できるだけ負荷の少ない事業の実施を目指します。

第5章 計画の推進と進行管理

5-1 計画の推進

(1) 環境審議会

大崎市環境審議会は、条例第25条の規定に基づき、学識経験者などにより構成される組織です。市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項について審議を行うとともに、環境の保全及び創造に関する施策の推進について助言及び提言を行います。

(2) 庁内組織

市は、市長をはじめ、施策の総合的な調整と推進を図るための庁内組織を中心として、各担当課を含む体制を整えます。

施策の総合的かつ計画的な推進のため、施策の進捗状況の点検・評価を行い、担当課間との調整・連携を図ります。

(3) 協働による取り組みの推進

市民、事業者による自主的な活動や各主体の協働による取り組みが円滑に推進されるように、施策の実施と環境配慮指針の周知・浸透を図ります。

また、各主体の協働体制づくりを図っていくものとし、当面の期間において、市民及び事業者は自主的な活動の立ち上げと活動内容の充実を図る一方、市はこれらの自主的な活動に対する情報やノウハウの提供などを展開していくものとします。

(4) 国・県・他地域との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取り組みが求められる課題への対応について、国や県、他地域と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

5-2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のサイクルにより、施策の進捗状況を毎年度点検・評価し、その結果を「環境の状況に関する報告書」としてとりまとめ、公表します。その結果を踏まえ、アクションプランについて毎年度見直しを行い、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

